

愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

1 日 時 平成31年2月22日（金）

午後1時30分から午後2時45分まで

2 場 所

松山市高岡町101番地1 愛媛県国民健康保険団体連合会 第1会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 議 題

（1）議案

- ・議案第1号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画について
- ・議案第2号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- ・議案第3号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第4号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第5号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第6号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金に関する支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第7号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第8号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第9号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第10号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第11号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第12号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第13号 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算について

- ・議案第 14 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 15 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 16 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 17 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 18 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 19 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 20 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会損害賠償求償事務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 21 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会損害賠償求償事務特別会計（支払勘定）歳入歳出予算について
- ・議案第 22 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額等について
- ・議案第 23 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会現金預入先金融機関について
- ・議案第 24 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会負担金の被保険者数割額について
- ・議案第 25 号 平成 30 年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 2 次）について
- ・議案第 26 号 平成 30 年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第 3 次）について
- ・議案第 27 号 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について

（２）報告事項

- ・報告第 1 号 平成 30 年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正（第 2 次）について
- ・報告第 2 号 平成 30 年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- ・報告第 3 号 平成 30 年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第 2 次）について
- ・報告第 4 号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について

（３）その他

- 1 平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会収支予算書について
- 2 平成 31 年度特定健診外付けシステム及び特定健診（健康診査）受診券等作成業務に係る費用に

ついて

3 本会理事会・総会の議事録公開について

5 議事の経過及びその結果

- (1) 会員総数 23 のうち出席者数 21、書面決議保険者 2、合計 23 の議決権数であり国民健康保険法施行令第 26 条により準用する同施行令第 13 条の規定により本総会が成立している旨宣言する。
- (2) 総会の開催にあたり理事長から別紙 2 のとおり挨拶があった。
- (3) 議長の選任方法については、慣例により事務局に一任され、二宮 隆久大洲市長が異議なく選任される。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者 2 名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

【議案第 1 号から第 24 号について】

議長 これより議事に入る。今回、審議する議案が 27 議案あるため、効率よく審議を行うよう、関連する議案については一括して上程する。平成 31 年度予算関連議案として、「愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画及び一般会計、特別会計の予算について」その他、関連する議案を含め、議案第 1 号から議案第 24 号までを一括して上程する。事務局の説明を求める。

事務局 議案第 1 号「平成 31 年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画」について、急速な高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加の一途を辿るなか、無職者や高齢者の低所得者層を多く抱える国民健康保険の運営は、今後も厳しい状況が見込まれる。

国は、昨年 4 月から国保財政の責任主体を都道府県に移管し、財政基盤の強化と安定運営を行うため国保制度改革を施行し、国保に投入される公費の拡充など財政支援の強化が図られることとなった。

一方、国における審査支払機関改革においては、審査基準の統一化、審査業務の効率化について議論されており、今後の議論の推移如何によっては、国保連合会の審査支払業務や組織の在り方に大きな影響を及ぼすことが想定される。

このような状況の下、本会は、基幹業務である診療報酬・介護給付費等の審査支払業務を適正に実施するとともに、国保中央会が平成 29 年 10 月に公表した「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、ICT の活用等による審査業務の高度化・効率化に向けて、積極的に取り組んでいく。

また、保険者は、地域住民の健康増進のため、データヘルス計画に基づく保健事業の取り組みが求められており、これらの取り組みを支援するため、健診・医療・介護のデータを連結した国保データベース（KDB）システムによる各種データの提供等を行い、より効率的かつ効果的な健康づくりに貢献していく。

特定健診等の受診・実施率の向上に向けた支援や第三者行為求償業務の実施、保険者共通事務の標準化等を始めとする保険者業務の支援に努めるとともに、「保険者支援の専門家集団」を目指して取り組んでいく。

本会の各種電算システムにおいては、次期後期高齢者医療請求支払システムを含む6つの業務システムの更改が予定されているため、効率的かつ適格な更改に努め、安定稼働を目指す。

なお、本会においても、引き続き業務の効率化を図り、限られた財源の効果的な活用にも努め、以下の通り、各種事業に取り組む。

- (1) 審査支払事業の高度化・効率化
- (2) 保険者事務共同処理事業の充実
- (3) 国保都道府県単位化の継続的対応
- (4) 介護保険業務の充実
- (5) 保健事業の充実
- (6) 第三者行為求償事務の強化
- (7) 電算システムの総括管理と安定運用の実施
- (8) 情報セキュリティ体制の維持強化

議案第2号から議案第21号までについて、別冊「予算説明資料」にて説明。まず、本会の会計の特徴について説明させていただく。本会の会計は大きく二つに分けられ、一つが人件費や事務費を計上する一般会計及び業務勘定、もう一つが保険者から医療費等を受け入れ、そのまま医療機関等へ支払いを行うための支払勘定である。他にも、職員の退職金を積み立てる特別会計もあるが、基本的には各種事業の経費を扱う業務勘定と医療費の受け入れ・支払いを管理する支払勘定に分けることができる。それでは、平成31年度予算についてご説明申し上げる。

平成31年度の予算総額は約5,016億円で、前年度と比較して約137億円の増額である。次に主な支払勘定だが、国保支払勘定が約137億円の増額となっており、この国保の支払勘定の増額が、会計全体の増額の要因と思われる。

国保支払勘定の増額の要因は、平成30年度の当初予算において、レセプト件数の見込みの違いから医療費をかなり少なく見込んでしまったことが原因であり、実際、国保分の支払い実績としては、年々減少傾向である。後期高齢者支払勘定についても、医療費の支払い実績を踏まえて精査を行った結果、約30億円の減額を見込んでいる。こちらは、医療費の実績としては、ほぼ横ばいといった状況である。また、介護給付費支払勘定については、介護サービス単価の増加により、約11億円の増額を見込んでいる。障害介護支払勘定については、件数の増加に伴い、約11億6,000万円の増額、そして、障害児給付費支払勘定についても、約1億5,000万円の増額を見込んでいる。以上が主な支払勘定の状況である。

次に主な業務勘定だが、国保業務勘定が約5,000万円、後期高齢者業務勘定が約1億7,000万円、特定健診が約7,000万円の増額を見込んでいる。これは、オンライン請求システ

ム、後期請求支払システム、特定健診データ管理システムなど、機器更改に伴う費用が増加の主な要因である。この業務勘定については、後ほど詳細について説明させていただく。

続いて各種積立金について、まず、財政調整基金積立資産であるが、国保、後期、介護、障害、特定健診の5つの業務勘定について、手数料収入の10%の範囲での積み立てが認められているので、それぞれの勘定において、手数料収入の10%相当額を計上しており、5つの勘定を合わせると約1億5,000万円計上している。減価償却引当資産（積立金）について、電算システム機器導入及び会館補修等費用のため、約2億1,600万円を計上しているが、来年度更改予定の6つのシステムについて、今年度で積み立てが完了するので、今年度に比べて積立額は約3,500万円減額している。退職金引当資産（積立金）について、今後5年以内に退職が見込まれる職員に支給する退職金の5分の1相当額を超えない範囲で積み立てを認める積立金のルールに沿って、一般会計及び各業務勘定に、退職金引当資産として約5,500万円を計上している。

続いて、一般会計及び各業務勘定についてご説明申し上げます。まず、平成31年度手数料（予算説明資料3ページ「平成31年度手数料等一覧（案）」参照）についてだが、据え置きとさせていただくが、本年10月に引き上げられる消費税の増税分については転嫁させていただきたいと考えている。ただ、公費負担医療審査支払手数料と母子健康診査事務手数料の単価については、国が示す単価を参考としているが、国からまだ示されていないため照会したところ、口頭レベルではあるが、消費税に関係なく単価の変更はしないとの回答があったので、本年10月以降も据え置きの単価とした。療養費審査手数料については、平成31年度からの新規事業のため、新設させていただいた。

続いて、平成31年度一般負担金（案）について説明する。合計で約1億3,090万円となり、今年度と同額としている。各保険者の負担金額については、昨年度の理事会及び総会で承認いただいたとおりで、保険者割20万円と被保険者数割によって算出している。また、被保険者数割についても、昨年度承認いただいたとおり、激変緩和措置に基づいて算出している。なお、激変緩和措置に基づく被保険者数割の総額については、総会での承認を必要とするため、この後の議案第24号にてご提案させていただく。また、表の一番右側が平成31年度の各保険者の負担金額になる。

続いて、一般会計と業務勘定の単年度の収支状況である。一般会計と業務勘定の繰越金を除いた単年度の収支状況で、歳入が約23億1,600万円で、前年度比が約3億3,500万円の増加、歳出が約24億6,700万円で約3億5,700万円の増加となっている。また、単年度収支で約1億5,000万円のマイナスとなっている。

続いて、会計ごとの予算について説明させていただく。支払勘定については、概要を冒頭にて説明したため、主に業務勘定を中心に説明する。一般会計は、保険者からの負担金、補助金を財源に、総務、会計、保健事業などを行う会計である。平成31年度予算額は約2億4,500万円、前年度比約2,500万円の増額となっており、KDBシステム機器更改に伴う増設費用等が増額の主な原因である。このほかとしては、保健事業等保険者支援負担金の単価変更に伴う増額、また、情報セキュリティマネジメントシステムに係る費用も引き

続き計上している。

続いて、診療報酬審査支払特別会計（国保業務勘定）だが、国保保険者からの審査支払手数料、共同処理手数料及び国庫補助金を主な財源とし、国保の審査支払事業、審査委員会の運営などを行う勘定である。平成31年度予算額は約8億9,000万円、前年度比約5,100万円の増額となっており、こちらも31年度に国保電算システムの機器更改を予定していることから、機器更改に係る予算が主な増額の要因である。また、支払手数料については、国保件数の見込み誤りによって、30年度に比べ増加となっている。そのほか、福祉医療費助成の拡充対応に伴う増額や二次点検を委託する保険者数の増加に伴う手数料の増額が挙げられる。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期業務勘定）についてであるが、これは、広域連合から受け入れる審査支払手数料、共同処理手数料及び国庫補助金を主な財源とし、後期高齢者の審査支払事業、審査委員会の運営などを行う勘定である。平成31年度予算額は約7億9,800万円、前年度比約1億7,000万円の増額となっている。こちらも31年度に後期請求支払システムの機器更改が予定されており、それに伴う機器更改必要が増額の主な要因である。そのほか、後期件数の増加に伴い、手数料の増額を見込んでいる。職員退職手当特別会計は、今後5年以内に退職が見込まれる職員に支給する額の5分の1相当額である約5,500万円を計上している旨説明。

介護保険事業関係業務特別会計（介護業務勘定）は、保険者より受け入れる審査支払手数料、共同処理手数料、国庫補助金を主な財源とし、介護保険の審査支払事業、審査委員会の運営などを行う勘定である。平成31年度予算額は約3億1,000万円、前年度比約3,000万円の増額となっている。こちらも、平成31年度に介護電算システム等の機器更改を予定しており、導入費用の計上等が主な要因である。このほかとして、取扱件数の増加に伴う国保中央会負担金の増額が挙げられる。

障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害者業務勘定）は、保険者より受け入れる審査支払手数料を主な財源とし、障害者総合支援法関係の支払業務を行う勘定である。平成31年度予算額は約7,900万円、前年度比約950万円の増額となっている。障害者件数の増加に伴う手数料の増額、また、平成31年度に障害者支援システムの機器更改を予定していることから、導入に係る費用の計上等が主な要因である。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診業務勘定）は、保険者より受け入れる特定健診等データ管理手数料を主な財源とし、特定健診関係の費用決済、データ管理事業等を行う勘定である。平成31年度予算額は約1億2,000万円、前年度比約7,200万円の増額となっている。こちらも平成31年度に特定健診等データ管理システムの機器更改を予定しており、導入費用の計上等が主な要因である。そのほか、保険者負担金の増額が挙げられる。

損害賠償求償事務特別会計（求償業務勘定）は、保険者より受け入れる求償手数料を主な財源とし、第三者行為に係る損害賠償請求・収納業務を行う勘定であり、平成31年度予算額は約6,000万円、前年度比約89万円の減額となっている。手数料については、医

療保険は前年度並み、介護保険については対象者の減少に伴う減額を見込んでいる。また、求償システムの改修完了に伴い、改修費用分を減額している。

その他については、議案書のとおり説明。

議長 　ただ今の説明について質問、意見を求める。

一同 　質問なし。

議長 　それでは、議案第１号から議案第２４号について賛成の方の挙手を求める。

一同 　全員挙手

議長 　議案第１号議案から議案第２４号まで可決とする。

【議案第２５号及び第２６号について】

議長 　続いて、平成３０年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算補正として、議案第２５号及び議案第２６号を一括して上程する。事務局の説明を求める。

事務局 　議案第２５号「愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第２次）について」は、平成３０年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金交付要綱に基づき、愛媛県より、後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金（レセプト電算処理システム推進事業）の交付決定通知を受けた。当該補助金については、国保中央会へシステム負担金として拠出することとなっているが、平成３０年度当初予算編成時においては未確定であったため、この補助金を除いた予算措置を行っていたことから、153万4,000円の予算補正を行いたい。なお、事業の具体的内容は、「後期高齢者医療審査支払システムに係るシステム改修」である。

議案第２６号「愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第３次）について」は、本会職員の定年等に関する規程第２条に基づき、平成３１年３月３１日に定年による職員１名及び同日付の退職願提出者１名が退職することから、退職手当金を支給するため4,219万5,000円の予算補正を行いたい。財源は、退職手当積立金より繰り入れを行う。今後の予定としては、３月３１日に辞令及び裁定通知書の交付を行いたい。

議長 　ただ今の説明について質問、意見を求める。

一同 　質問なし。

議長 それでは、議案第２５号及び議案第２６号について賛成の方の挙手を求める。

一同 全員挙手

議長 議案第２５号及び議案第２６号について可決とする。

【議案第２７号について】

議長 続いて、議案第２７号「平成３１年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について」を上程する。事務局の説明を求める。

事務局 議案第２７号「平成３１年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について」、開催日時を2019年７月２６日（金）午後１時３０分から午後３時までとし、場所、松山市高岡町１０１－１ 愛媛県国民健康保険団体連合会 ２階第一会議室で行い、付議事項として平成３０年度の本会事業報告、一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定とする。

議長 ただ今の説明について質問、意見を求める。

一同 質問なし。

議長 それでは、議案第２７号について賛成の方の挙手を求める。

一同 全員挙手

議長 議案第２７号は可決とする。

【報告事項について】

議長 以上で議案は全て終了する。次に、平成３０年度予算補正に関する報告事項３件と、規程の一部改正に関する報告事項１件について、一括して事務局より説明する。

事務局 報告第１号「平成３０年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正（第２次）について」は、国民健康保険法第８６条により準用される同法第２５条第２項の規定に基づき、平成３０年１０月２日付理事長専決処分により施行したので同条第３項の規定により報告する。

報告第２号「平成３０年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第１次）について」は、国民健康保険法第８６条により準用される同法第２５条第２項の規定に基づき、平成３０年９月１２日付理事長専決処分により施行したので同条第３項の規定により報告する。

報告第3号「平成30年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第2次）について」は、国民健康保険法第86条により準用される同法第25条第2項の規定に基づき、平成30年12月27日付理事長専決処分により施行したので同条第3項の規定により報告する。

報告第4号「愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について」は、国民健康保険法第86条により準用される同法第25条第2項の規定に基づき、平成30年12月12日付理事長専決処分により施行したので同条第3項の規定により報告する。

議長 ただ今説明した報告事項4件について質問、意見を求める。

一同 質問なし。

【その他について】

議長 以上で報告事項については終了する。その他として、説明事項2件、追加の報告事項1件を一括して事務局の説明を求める。

事務局 その他について次の事項を説明。
「1 平成31年度愛媛県国民健康保険団体連合会収支予算書について」
「2 平成31年度特定健診外付けシステム及び特定健診（健康診査）受診券等作成業務に係る費用について」
「3 本会理事会・総会の議事録公開について」

議長 ただ今説明した件について質問、意見を求める。

一同 なし。

議長 以上で、本日の議決事項等、全て終了する。皆様からその他に協議すべき事項等があればお願いしたい。

一同 なし。

議長 以上で、本日の案件は全て終了する。これにて降壇する。

午後2時45分終了

(別紙) 「出席者」

保険者名	出 欠	出席者名 (敬称略)	
松 山 市	代理出席	保健福祉部長	松原 ゆき
今 治 市	代理出席	市民環境部長	片山 司
宇 和 島 市	代理出席	保険健康課長	毛利 正光
八 幡 浜 市	出席	市長	大城 一郎
新 居 浜 市	代理出席	福祉部次長	櫻木 俊彰
西 条 市	代理出席	国保医療課主幹	矢野 孝雄
大 洲 市	出席	市長	二宮 隆久
伊 予 市	出席	市長	武智 邦典
四 国 中 央 市	代理出席	市民部長	大野 育雄
西 予 市	代理出席	生活福祉部部長	藤井 兼人
東 温 市	出席	市長	加藤 章
上 島 町	出席	町長	宮脇 馨
久 万 高 原 町	出席	町長	河野 忠康
松 前 町	出席	町長	岡本 靖
砥 部 町	代理出席	保険健康課長	松下 寛志
内 子 町	出席	町長	稲本 隆壽
伊 方 町	代理出席	町民課長	菊池 暁彦
鬼 北 町	出席	町長	兵頭 誠亀
松 野 町	出席	町長	坂本 浩
愛 南 町	代理出席	町民課長	赤松邦彦
医師国保組合	欠席	—	—
歯科医師国保組合	欠席	—	—
愛媛県	代理出席	保健福祉部 社会福祉医療局長	高橋 敏彦